

## 定期監査(学校監査)・行政監査結果に関する報告

### 第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部等	対象とする学校	
教 育 委 員 会	鴨 江 小 学 校	船 越 小 学 校
	都 田 南 小 学 校	篠 原 小 学 校
	村 櫛 小 学 校	大 瀬 小 学 校
	砂 丘 小 学 校	与 進 北 小 学 校
	佐 鳴 台 小 学 校	芳 川 北 小 学 校
	北 浜 東 小 学 校	龜 玉 小 学 校
	上 阿 多 古 小 学 校	熊 小 学 校
	伊 目 小 学 校	中 川 小 学 校
	東 部 中 学 校	八 幡 中 学 校
	江 西 中 学 校	神 久 呂 中 学 校
	中 郡 中 学 校	北 浜 東 部 中 学 校
	引 佐 南 部 中 学 校	佐 久 間 中 学 校

### 第3 監査の期間

令和3年8月2日から同年11月24日まで

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象として抽出した小学校16校、中学校8校の主要歳出予算及び教職員が関与する学年会計等の私費会計に係る事務の執行について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から現地調査は実施しなかった。

### 第5 監査の結果

学校の事務の執行について、令和2年度に関する学校徴収金事務、私費会計等の事務を主眼に正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

## 第6 定期監査(学校監査)・行政監査の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

### 教育委員会

教育委員会は、「第3次浜松市教育総合計画(後期計画)はままつ人づくり未来プラン教育の情報化編」に基づき、ICTを活用した教育の情報化の推進に取り組んでいる。

学校内のインターネット環境や教員のICT指導力にばらつきがあるなど、学校間、教員間におけるICT活用度において、現時点では進捗に差があることから、学校現場の状況を把握・評価し、その結果を教育委員会全体で共有することで、進捗の平準化を図っていることは評価できる。同計画を着実に実践するため、教育委員会一丸となって引き続き取り組むことにより、全ての児童生徒に学びを保障できる環境を整えるよう、更なる全体の底上げを図られたい。